

国立大学法人京都教育大学学長選考意向投票管理委員会要項

平成20年 8月26日 制定
令和 6年 3月19日 最終改正

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人京都教育大学学長選考規程実施細則（以下「実施細則」という。）第7条第2項の規定に基づき、国立大学法人京都教育大学学長選考意向投票管理委員会（以下「投票管理委員会」という。）について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 投票管理委員会は、次の各号に掲げる中から学長選考・監察会議議長（以下「議長」という。）が指名する者をもって組織する。

- 一 学長選考・監察会議委員（議長は除く。）
- 二 附属学校長
- 三 センター長（保健管理センター所長を含む。）
- 四 課長

2 前項第二号、第三号及び第四号における指名は、学長選考・監察会議委員、学長候補適任者として推薦された者及び推薦人以外から行う。

3 議長は、前項により委員を指名したのち、委員数が不足と判断した場合には、学長選考・監察会議委員、学長候補適任者として推薦された者及び推薦人以外の有資格者を委員に指名することができる。

4 投票管理委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選する。

(所掌)

第3条 投票管理委員会は、意向投票及び開票に関する業務全般を行う。

2 委員長を投票管理者とし、副委員長を開票管理者とする。

その他の委員は、投票立会人及び開票立会人とする。

(投票管理者)

第4条 投票管理者は、以下の業務を行う。

一 投票を開始する前に、2名以上の委員の面前で投票箱を開き、その中に何も入っていないことを示したうえで、投票箱を施錠する。

二 前号の施錠をしたのち、不在の投票を封筒のまま投票立会人に示し、投票立会人の面前で開封し、投票用紙を取り出して、投票箱に入れる。

三 投票場を閉じる時刻となったとき、その旨を告げた後、投票場の入口を閉じ、投票場内の有資格者の投票の終了をまって、投票箱を閉鎖する。

ただし、投票場を閉じる時刻前にすべての有資格者が投票を終えた場合は、投票場の入口を閉じ、投票箱を閉鎖するものとする。

四 投票箱を閉鎖するとき、投票立会人の封印を求め、当該投票箱を速やかに第8条に定める開票場に送達する。

五 前号の送達に当たって、意向投票状況報告書を添付する。

(開票管理者)

第5条 開票管理者は、以下の業務を行う。

- 一 有資格者名簿の署名者数を意向投票状況報告書の投票者数と照合した後、開票を行う。
- 二 投票数を点検する際には、同一候補者について2名以上の開票立会人に得票数を計算させる。
- 三 開票終了後、開票状況報告書を作成し、委員長へ報告する。
(投票立会人)

第6条 投票立会人は、投票場ごとに2名以上を置く。

(開票立会人)

第7条 開票立会人は、投票立会人をもって、これに充てる。

(開票場)

第8条 開票場は、大学事務局棟とする。ただし、事務局棟の会議室等が使用できない場合は、事務局棟以外とすることができる。

(投票の無効)

第9条 選考規程第8条第2項の投票については、次の投票を無効とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの
- 二 所定の記載方法によらないもの
- 三 記載した氏名を判読し難いもの
- 四 2名以上の候補者の氏名を記載したもの
- 五 候補者でない者の氏名を記載したもの
- 六 その他、開票管理者が無効と認めたもの

(学長選考・監察会議議長への報告)

第10条 委員長は、第5条第三号の報告を受けたのち、学長選考意向聴取報告書を作成し、速やかに学長選考・監察会議議長へ報告する。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、学長選考意向投票管理に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が定める。

附 則

この要項は、平成20年8月26日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年3月13日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年規程第103号)

この要項は、令和6年4月1日から施行する。